

# 一般社団法人近畿建築確認検査協会 定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人近畿建築確認検査協会と称する。

### (目 的)

第2条 当法人は、近畿圏内で業務を行う指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「指定確認検査機関等」という。）が中立公正な行動規範を策定し、資質の鍛錬を図り、社会的責務を有する機関としての立場を確立すると共に、法令遵守はもとより建築基準法等の適格な運用による建築物等の安全・安心の確立に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築確認検査業務等の品質・効率向上のための研修等
- (2) 建築確認検査業務等に関する調査研究、資料作成・更新等
- (3) 建築確認検査業務等に関する情報収集、情報提供
- (4) 関係行政機関との連携及び情報交換
- (5) 建築関係団体との意見交換・協力
- (6) 当法人の広報、P R活動
- (7) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事業

### (主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

## 第2章 会 員

### (会 員)

第5条 当法人の会員は次の3種類とする。

- (1) 正会員 近畿圏内で一つ以上の府県で業務を行う指定確認検査機関等
- (2) 準会員 近畿圏内で一つの府県のみで業務を行う指定確認検査機関等
- (3) 贊助会員 当法人の目的に賛同する法人 または個人

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

### (入 会)

第6条 当法人の会員になろうとする者（正会員又は準会員になろうとする者は、1以上の正会員の推薦を受けたものに限る。）は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を経て入会することができる。

（入会金及び会費）

第7条 当法人の会員は、理事会において別に定める入会金並びに会費を納入しなければならない。

（変更届）

第8条 会員は、届出事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届出なければならない。

（退会）

第9条 会員は退会の事由が生じた場合は、会費を完納の上、退会届を提出し退会することが出来る。退会者が特に日時を特定しない場合は、年度末をもって退会とする。

（会員資格の喪失及び権利の停止）

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その会員資格を喪失する。

- (1) 第5条第1項各号に掲げる会員種別のいずれにも該当しなくなったとき
- (2) 前条に掲げる退会の申し出があったとき
- (3) 総正会員の同意があったとき
- (4) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (5) 死亡又は解散
- (6) 除名

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、正会員及び準会員においては、総会の決議により、準会員及び賛助会員においては、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を毀損したとき
- (2) 当法人の秩序をみだす行為があったとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 正会員を除名しようとするときは、その会員に対し、第1項の総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

### 第3章 機 関

（機関）

第12条 当法人は、次の機関を置く。

- (1) 総会

## (2) 理事会

### (総会)

第 13 条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。

### (総会の招集)

第 14 条 定時総会は、毎年事業年度の末日から 3 ヶ月以内に招集する。

2 総会は、理事会の議決を経て第 23 条第 2 項に規定する会長が招集する。

3 総会を招集するには、総会の日から 1 週間前までに正会員に対してその通知をしなければならない。

4 招集通知は必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権行使することができる旨を定めた場合には、2 週間前までにその通知を発しなければならない。

### (総会の議決事項)

第 15 条 次に挙げる事項は総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更に関する事項

(2) 重要な財産の取得・処分及び多額な債務の負担に関する事項

(3) 役員の選任及び解任に関する事項

(4) 会員の除名に関すること

(5) その他法人法又はこの定款で定める事項

### (議決の方法)

第 16 条 総会は総正会員の議決権の 2 分の 1 以上を有する正会員の出席により成立し、決議は出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 49 条第 2 項に定める決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

### (議決権)

第 17 条 正会員は、それぞれ 1 個の議決権を有する。

### (議決権の代理行使)

第 18 条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権行使することができる。この場合において、第 16 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

### (議長)

第 19 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選任する。

### (総会の決議の省略等)

第 20 条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

#### (議事録)

第 21 条 総会の議事については、法人法で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した正会員 2 名がこれに署名又は記名押印するものとする。

#### (委員会)

第 22 条 理事会は必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は各種の調査研究等を行い、理事会に報告する。

### 第 4 章 役 員

#### (役員の定数)

第 23 条 当法人に正会員が選任した者の中から次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 13 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長とする。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。

#### (名誉会長・相談役・顧問)

第 24 条 当法人に名誉会長、相談役、顧問をおくことができる。

2 名誉会長は、会長の職にあった者で、本会のために特に貢献した者を総会の議決によって選任し、会長が委嘱する。名誉会長は、会長の諮問に応じ且つ理事会等に出席して意見を述べることができる。

3 相談役は、会長・副会長の職にあった者で、理事会の承認を得て会長が委嘱する。相談役は理事会等に出席し本会の運営について意見を述べることができる。

4 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応じ理事会等に出席し意見を述べることができる。

#### (事務局)

第 25 条 当法人の事業の円滑な運営を図るために必要があるときは、理事会の決議により事務局を置くことができる。

#### (理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は理事会を構成し、法人法及びこの定款で定めるところにより、業務の執行を決定する。

2 会長は当法人を代表し、業務を執行する。

3 会長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

#### (監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法人法で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の選任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者又は他の在任理事若しくは監事の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、前項と同様とする。

5 理事又は監事が、辞任又は任期満了により第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有するものとする。

#### (解任)

第 30 条 理事及び監事は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得て、解任することができる。

### 第 5 章 理事会

#### (構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事で構成する。

#### (権限)

第 32 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 細則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもて、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条

理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う

(理事会の決議の省略等)

第36条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（ただし、法人法第91条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法人法で定めるところにより、議事録を作成し、会長及び出席した監事がこれに署名又は記名押印することを要する。

## 第6章 会計

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第39条 当法人の経費は次の収入をもってこれにあてる。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) その他の事業収入

(予算及び決算)

第40条 当法人の収支予算は事業年度の初めに開催される定時総会において総会の議決を得て定め、収支決算は事業年度終了後3ヶ月以内に、その年度財産目録と共に監事の決議を経て総会の承諾を得なければならない。

(剰余金の分配の制限)

第41条 当法人は社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を得なければ変更することができない。

(解散)

第43条 当法人は、総会の決議その他法人法で定められた事由により解散する。

2 前項の総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が解散するときは、残余財産は、国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人に帰属する。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 当法人の公告の方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第9章 補則

(委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は理事会の議決により、会長が別に定める。

## 第 10 章 附 則

(最初の事業年度)

第 47 条 当法人の設立当初の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず、当法人の成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 48 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりとする。

大阪市西区北堀江二丁目 2 番 25 号  
株式会社西日本住宅評価センター  
大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 10 号  
株式会社近確機構  
京都市中京区二条通寺町東入榎木町 82 番地  
株式会社京都確認検査機構  
大阪府吹田市藤白台五丁目 8 番 1 号  
一般財団法人日本建築総合試験所

(設立時理事)

第 49 条 当法人の設立時理事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 澤田範夫  
設立時理事 薄木三男  
設立時理事 中谷広典

(設立時代表理事)

第 50 条 当法人の設立時代表理事は、次に掲げる者とする。

大阪市住吉区苅田五丁目 2 番 10-403 号  
設立時代表理事 澤田範夫

(設立時監事)

第 51 条 当法人の設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時監事 小川哲也

(法令の準拠)

第 52 条 この定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人近畿建築確認検査協会を設立のため、設立時社員株式会社西日本住宅評価センター外3名の定款作成代理人である司法書士岡田弘美は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和6年4月4日

設立時社員	大阪市西区北堀江二丁目2番25号 株式会社西日本住宅評価センター
設立時社員	大阪市中央区農人橋二丁目1番10号 株式会社近確機構
設立時社員	京都市中京区二条通寺町東入榎木町82番地 株式会社京都確認検査機構
設立時社員	大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号 一般社団法人日本建築総合試験所

上記設立時社員4名の定款作成代理人

大阪市中央区東平二丁目5番4号2F  
司法書士 岡田弘美